

II. 各種の口座

1. 口座の種類

各国とも口座の種類は多様であり、今回の検討の対象とした約款は限られていることもあって（金融法務研究会「各国銀行取引約款の検討—そのⅠ 各種約款の内容と解説—」（以下「検討」と略す。）、口座の種類について整理をすることはできない。また、同じ国においても、銀行によって提供する口座の種類は多種多様であると推察される。たとえば、アメリカのチェース・マンハッタン銀行では、個人向けの預金関連口座だけでも、かなり多様な口座を提供している（岩原「Chase Checking and Savings Accounts Customer Agreement」検討74—75頁参照）。

2. 同一名義人の複数口座

同一名義人が複数の口座を保有する場合について約款の規定を設けているのは、ベルギー（9条a項）、イタリア（3条5項）、アメリカ（検討74—75頁）である。

ベルギーでは、「同一の名義人に開設されているすべての口座は、単一にして不可分の一個の当座口座の要素をなすものに過ぎない。銀行は、何時でも、通知によって、借方の額の残高のある口座に、また、その逆に、資金移転を行う権限を留保する」と定め、複数口座の「単一不可分性」を定めている。このような約款規定は、他国の銀行の約款には見られず、したがって、かなり特異な規定であるといえる。

イタリアでは、「顧客が複数の口座を有している場合においては、銀行は、資金が不足している口座にあてて振出された小切手については、口座主の他の口座に資金があっても、支払う義務を負わない」と定めている。この点は、このような規定がなくても当然のことと考えられ、したがって、この規定は確認的な意味の規定であると思われる（なお、相殺について、イタリア5条3項参照）。

アメリカでは、顧客が指定した複数の口座の計算書を一つに統合するサービスを行っているようである（検討74頁参照）。

3. 共同（連名）口座

共同（連名）口座についての約款規定を設けているのは、スイス（4条）、フランス（2条）、ベルギー（8条）、イタリア（5条4項、12条—14条）、アメリカ（検討88頁）である。

スイスでは、当座勘定取引について、二名以上の預金者がある場合に、(1)それらの者はスイス連邦債務法典150条の意味における「合同債権者（joint creditors）」であること、(2)責任は連帯責任であること、(3)各人が処分権を有することを定め、さらに夫婦の場合についての特別規定として、(4)「預金者が夫婦である場合には、両名は、相互に、個別に、かつ、いかなる制限もなく、当座勘定の預金を処分し、保管されている保管資産を処分することができる」と定めている。この(4)のような特別規定がなぜ必要かについては、必ずしも明確ではないように思われる。

フランスでは、スイスの例とほぼ同様であるが、夫婦の場合に関する特別規定は設けられていない。

ベルギーでは、「銀行は、複数の名義人の名による預金口座または当座口座

で、事前の約定によって、名義人が共同または単独で、処分行為を行うことができる口座を開設する」という、一般的な規定を置いているにすぎない。

イタリアでは、連帯債務性を定めるほか（5条4項）、フランスと同様である（12条—14条）。

アメリカでも、他国の例とほぼ同じである（検討88頁）。

4. 信託口座

アメリカでは、チェース・マンハッタン銀行の約款では、第三者（受益者）のために自らの名で信託口座を開いた場合には、口座は開設者（委託者）に属し、委託者が受益者より先に死亡すれば預金残高は受益者に属すると定めているようである（検討88頁参照）。参考までに、別の国法銀行（イリノイ州所在）の簡易信託口座（totten trust account）に関する約款規定は、次のように定めている。「正式な信託設定書類なしで他の者（受益者）のために信託として顧客の名前で口座が開設された場合には、顧客は、自由に、預金、預金払出し、口座の解消をすることができる。顧客が死亡した場合には、イリノイ州法により誰が権利者であるかが決定されるが、通常は、受益者が権利者となる。預金口座の資金を解放するに際しては、当行は、一定の法的書類を要求することがある」。

5. 外国通貨口座、外国通貨取引

外国通貨口座等に関する約款規定を設けているのは、ドイツ（新銀行普通取引約款10条、小切手約款9条、EC約款8条3項）、スイス（9条2項）、ベルギー（7条）、イタリア（10条）である。

ドイツの新銀行普通取引約款10条は、(1)外国通貨における顧客への支払および顧客による処分を現金によらずに清算するために、顧客の外国通貨口座を用いることができる、(2)顧客が銀行との間で外国通貨による一定金額の調達を義務づけられる取引（たとえば外国為替先物取引）を締結した場合には、他に別段の定めがないかぎり、銀行は、この外国通貨債務を当該通貨建て口座の貸方記帳によって履行する、(3)これら(1)(2)による銀行の義務は、その通貨国における政治的措置や出来事により実行できないか制限的にしか実行できない場合には、その限りで停止し、当該通貨国以外の国で他の通貨での履行を義務づけられない（ただし、外貨建預金に関する義務を銀行が自行内で実行できるときは別。また、期限が到来した双方の同一通貨による債務を相殺する顧客・銀行の権利は妨げられない。）、と規定している。

(1)と(2)は、当然の規定ではないかと思われる。また、(3)のような免責規定も、規定がなくても合理的な解釈によって導きうるような内容であるように思われるが、規定を置くことで法律関係の明確化をはかっている点は、評価に値すると思われる。

スイスでは、外貨建ての顧客の資産はその通貨で保有される等の当然ともいえる事項のみを定めている（検討44頁、45頁参照）。

ベルギーおよびイタリアでは、上記のドイツの(3)にほぼ対応する内容の規定を置いている。

〔神 田 秀 樹〕